第2子目保育料軽減事業について (報告)

1 はじめに		1
2 第2子目保育料軽減事業の背景と概要		1
(1) 市の就学前児童の保育状況		
(2) 子育てに係る経済的負担		
(3) 第2子目保育料軽減事業の目的		
(4) 事業の概要		
3 事業の実績		5
(1) 第2子目保育料軽減事業対象者等の推移		
(2) 事業実施の経過と財政負担		
4 事業の成果 (1) 少子化対策としての成果		6
(2)子育でに係る経済的負担軽減策としての成果		
(3)市民の評価		
(4) 民間シンクタンクによる考察(財団法人ながさき	地域政策研究	名所)
5 まとめ(1)課題(2) A%の大中性しなもな取得		16
(2) 今後の方向性と新たな取組 [資料]		

I 保育サービス等に関する調査結果

Ⅱ 大村市こども夢基金条例

1 はじめに

少子高齢化社会の進行や核家族の増加など、近年の子どもや子育て世代を取り巻く環境が大きく変化する中、本市においては、社会全体で子どもの育ちを支え、保護者が安心して子育てができる環境の充実を目指し、多様な保育サービスの推進や地域における子育て支援拠点づくりなどの子育て支援策を積極的に進めています。

特に、市独自の施策として平成9年度に開始した第2子目保育料軽減事業では、保育園 を利用する多子世帯の子育てに伴う経済的負担の軽減を図ってまいりました。

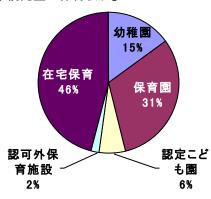
事業開始から10年以上が経過した現在、子育てに関する国の動向や市の財政状況を踏まえ、年々多様化する市民ニーズに対応した新たな事業展開を図るため、これまでの本事業の実績や成果及びその課題等に関する検証を行いました。

第2子目保育料軽減事業の背景と概要

(1) 市の就学前児童の保育状況

現在の本市における 0 歳から 6 歳までの就学前児童の保育の状況は、幼稚園や保育園などの保育施設等を利用する世帯が全体の 54%を占め、子育て支援サービスなどを利用しながら家庭で保育を行う在宅保育家庭は 46%となっています。

【就学前児童の保育状況】



平成 21 年度大村市次世代育成支援後期行動計画

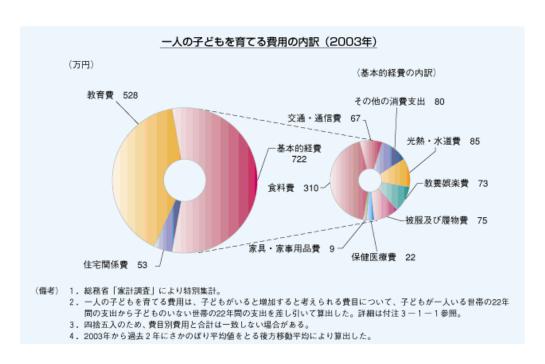
(2)子育てに係る経済的負担

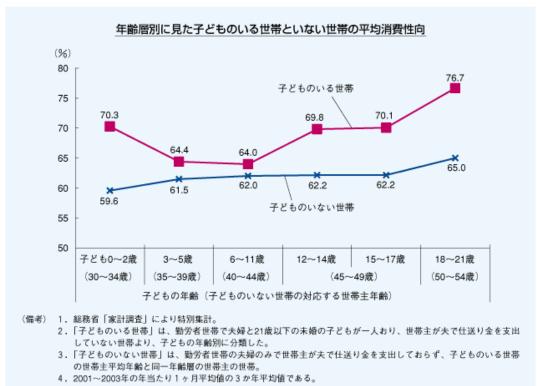
平成 17 年度国民生活白書「子育て世代の意識と生活」によると、子どもが生まれて 21 歳までの子育てに係る費用は一人当たり 1,300 万円とされています。

また、「子どものいる世帯」と「子どものいない世帯」における子どもの年齢層別の平均 *消費性向の比較では、すべての年齢層において「子どものいる世帯」の平均消費性向が高 く、子育てに係る経済的負担は大きいと推測されます。

*消費性向

個人家計の収入から税金などの非消費支出を差し引いた残りを可処分所得というが、この可処分所得のうち、消費支出に充てられる額が占める比率を消費性向という。





平成 17 年度国民生活白書「子育て世代の意識と生活」

(3) 第2子目保育料軽減事業の目的

平成2年の「*1.57ショック」を契機として、日本の子どもの数の減少と出生率の低下、いわゆる少子化が社会的な課題として広く認識されることとなりました。

国においては、少子化対策に関する初めての国定計画として策定された「エンゼルプラン (平成6年)」において社会全体で子育ての支援の方向性を示すとともに、その実現に向けた関係諸法令や各種制度の整備拡充などの取組が積極的に進められています。

本市においては、このような国の動向を踏まえ、全国に先駆けた市独自の少子化対策として「第2子目保育料軽減事業」を平成9年度から開始し、仕事と子育ての両立支援及び多子世帯の経済的負担軽減を図ることにより、子育て世代が安心して子どもを産み・育てる環境づくりを進めてきました。

*1.57ショック

西午であった昭和41年に年間の出生数が大幅に減少した際の合計特殊出生率1.58を、それ以降初めて割り込んだ平成2年に、少子化問題が社会的関心を集めた。

(4) 事業の概要

保育料は、国の基準に基づき世帯の収入や子どもの年齢によって決定されます。

また、複数の子どもを通園させる場合、年齢が最も高い子ども(第1子目)の保育料は 徴収基準額の全額、第2子目の保育料は徴収基準額の1/2、第3子目以降は無料としていま す。

第 2 子目保育料軽減事業は、認可保育園及び認定こども園(長時間部)に複数の子ども を通園させる世帯を対象として、第 2 子目保育料を軽減するものです。

また、本事業の実施に必要な財源については、平成16年度までは一般財源を充当していましたが、平成17年度以降は、市民の保健福祉の推進を目的に設置した「すこやか福祉基金」の一部を活用しています。

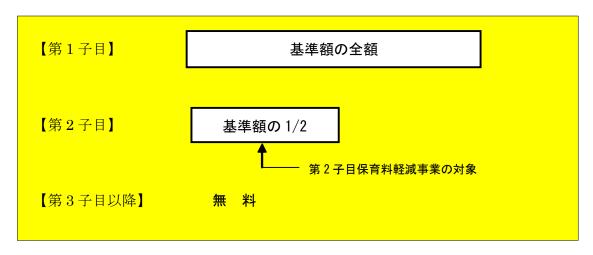
なお、本事業の実施に当たっては、保育料の収納対策及び公平性を確保するため、現年 度の保育料滞納者に対しては、保育料軽減措置の適用を除外しています。

【大村市保育料徴収基準額表 (平成 22 年度)】

(単位:円)

階層	対象要件	3 歳未満	3 歳児	4歳以上
A	生活保護世帯	0	0	0
(B)	住民税非課税、母子・父子、障害児世帯	0	0	0
В	住民税非課税、所得税非課税世帯	9, 000	6, 000	6, 000
(C)	住民税非課税、所得税課税、母子・父子、障害児	18, 000	15, 000	15, 000
С	住民税非課税、所得税課税世帯	19,000	16, 000	16, 000
D1	所得税 40,000 円未満	30,000	27, 000	27, 000
D2	所得税 103, 000 円未満	44, 000	41, 000	37, 000
D3	所得税 413,000 円未満	55, 000	43, 000	37, 000
D4	所得税 734,000 円未満	55, 000	43, 000	37, 000
D5	所得税 734,000 円以上	55, 000	43, 000	37, 000

【保育料のイメージ】



3 事業の実績

(1) 第2子目保育料軽減事業対象者数等の推移

本市の過去 5 年間の出生数は、年間約 1,000 人前後のペースで推移していますが、女性の就業機会の増加や景気低迷を背景に保育園の入所児童数は増加傾向にあり、保育料軽減の対象となる第 2 子目の児童数は、約 550 人から 580 人(入所児童数の約 25%)の範囲で推移しています。

【年間出生数、保育園入所児童数及び本事業対象者の推移】

(単位:人)

区 分	17	18	19	20	21	22 見込
出生数	923	994	971	1003	949	978
入所児童数	2, 167	2, 285	2, 302	2, 285	2, 299	2, 339
うち第2子目 児童数	552	562	581	549	557	574

(2) 事業実施の経過と財政負担

第2子目保育料軽減事業を開始した平成9年度以降、景気低迷による市税の減収や国の 三位一体の改革などにより本市の財政は厳しい状況が続いたことから、市は、財政の早期 健全化のための基本方針を示した「大村市財政健全化計画」を平成15年に策定し、この方 針に基づく具体的な歳入確保や歳出削減などの具体的な対策を実施してまいりました。

この計画の中では、第2子目保育料軽減事業を見直しの対象と位置づけ、平成20年度からの3か年において第2子目保育料を1/4軽減する経過措置を経て、平成22年度をもって事業を廃止するという基本的な考え方を示していました。

しかしながら、少子化に関する社会状況の変化や国の動向、さらには、本市の財政健全 化計画の進捗状況等を総合的に考慮した結果、平成21年度の第2子目の保育料については、 全額軽減を実施しました。

【保護者の負担割合と事業費、一人当たり軽減額の推移】 *H22 年度は実績見込み

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
保護者の 負担割合	無料	無料	無料	1/4	無料	1/4
事業費(千円)	88, 042	95, 322	97, 017	48, 853	100, 740	45, 297
一人当たり 軽減額(円/月)	13, 291	14, 134	13, 915	7, 415	15, 071	6, 576

4 事業の成果

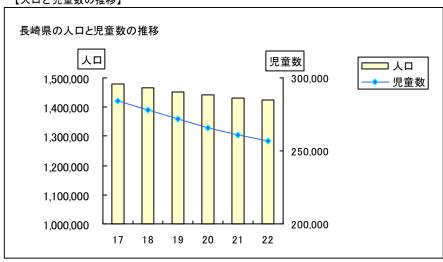
(1) 少子化対策としての成果

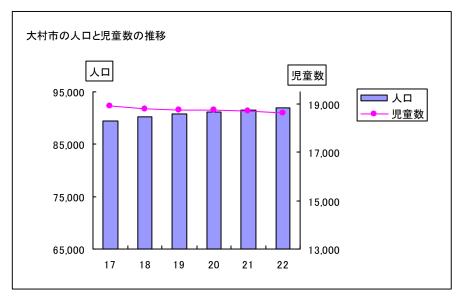
①人口と児童数の推移

長崎県においては、人口の減少率と比較して児童数の減少率が高く、着実に少子化が進行しています。

一方、近年の本市の人口は、伸び率は鈍化しているものの総数として増加傾向が続く中、 0歳から17歳までの児童数については同水準で推移していることから、本市においても少 子化の傾向は緩やかに進行している状況にあります。







区	分	17	18	19	20	21	22
巨岭阳	人口	1, 478, 632	1, 466, 512	1, 453, 740	1, 441, 451	1, 432, 236	1, 423, 111
長崎県	児童数	283, 987	278, 015	271, 652	265, 792	260, 752	256, 775
大村市	人口	89, 548	90, 137	90, 804	91, 194	91, 624	91, 980
	児童数	18, 931	18, 808	18, 758	18, 745	18, 717	18, 630

長崎県:17年度は国勢調査、18~22年度は17年度の国勢調査による推計

大村市:住民基本台帳

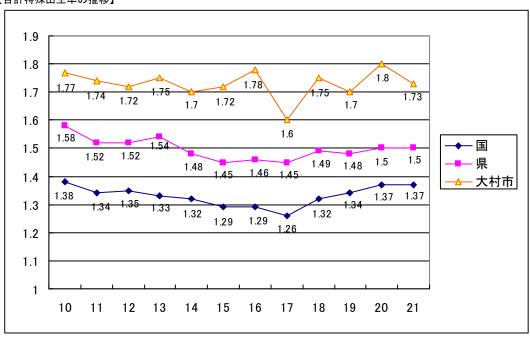
②合計特殊出生率の推移

本市における*合計特殊出生率は、おおむね1.7台で推移しており、国、県と比較して高い水準を維持しています。

* 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数を示す。

【合計特殊出生率の推移】



③考察

近年、県内自治体の人口が減少する中にあって本市の人口が増加傾向である要因には、 高速交通体系の整備や企業誘致による雇用の確保といった都市機能的な要件が備わってい るなどの背景が考えられます。

また、少子化の進展が非常に緩やかであることは、第 2 子目保育料軽減事業をはじめ、 これまで本市が取り組んできた少子化対策や子育て支援策の成果も影響していると考えら れます。

(2) 子育てに係る経済的負担軽減策としての成果

①市民のニーズ

本事業の評価に当たり、就学前の子どもをもつ世帯の内、認可保育園・認可幼稚園及び 認定こども園を利用する 2,525 世帯を対象に、保育料の負担感や軽減分の使途などに関す る市民の考え方を把握するため、保育サービスに関するアンケート調査を実施しました。

保育サービス等に関するアンケート実施概要

実施期間: 平成 23 年 1 月 11 日~21 日

対 象:認可保育園・認定こども園(長時間部)・認可幼稚園に通園する

子どもがいる世帯

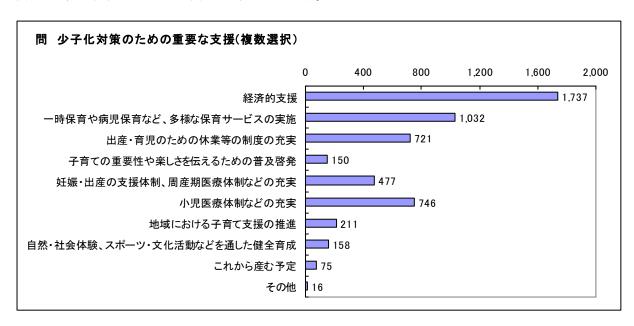
2.525 世帯

実施方法:保育施設による配布、回収

回 収率: 79.2%

[少子化対策のための重要な支援]

本調査において、「少子化対策のための重要な支援」について質問したところ、最も回答が多かったのは「経済的支援」であり、次いで「多様な保育サービス」、「小児医療体制などの充実」となっており、近年の景気低迷に伴って世帯収入が減少する中、経済的な支援に対する子育て世代のニーズは高いと考えられます。

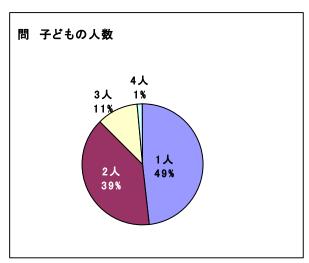


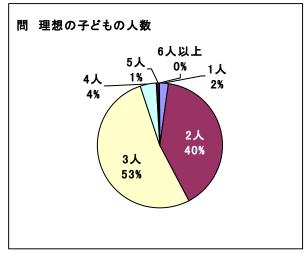
[理想と現実の子どもの数の差の理由]

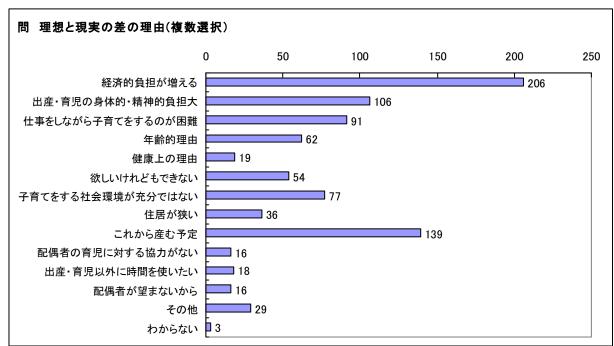
市は、子どもたちの健やかな成長と子どもたちの明るい未来を目指した街づくりを推進するため、平成21年度に大村市次世代育成支援後期行動計画を策定しました。

また、この計画の策定に当たり 0 歳から 5 歳までの子どもがいる 1,000 世帯を対象に「理想とする子どもの数」に関してアンケート調査を実施したところ、理想の子どもの数は「3 人」との回答が 53%で最も多かったものの、現実の子どもの数は、「1 人」が 49%、「2 人」が 39%という結果となっています。

さらに、子どもの数に関する「理想」と「現実」の差の理由に関する質問に対しては、「経済的負担が増えるから」の回答が最も多く、子育て世代が望む子どもの数を持つためには、 経済的な支援の必要性が重要であると考えられます。

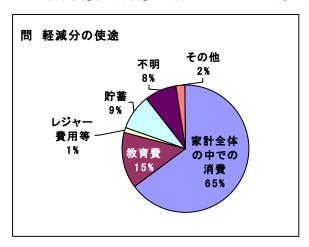






②事業による軽減分の使途

保育サービス等に関するアンケートにおいて、本事業により軽減された保育料相当分の 使途に関する質問に対しては、「家計全体の中での消費」との回答が最も多く、次いで「子 どもの教育費」、「貯蓄」の順となっています。



③考察

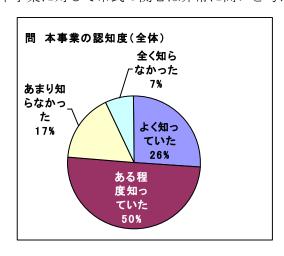
子育て世帯が望む支援として「経済的な支援」が最も多く求められている中、事業による保育料軽減分の保育料相当額について、8割の世帯で教育費など何らかの家計の消費に充てられていることから、子育てに必要な経済的負担の軽減という本事業の目的は、十分達成されていると考えられます。

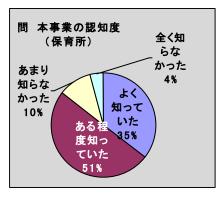
(3) 市民の評価

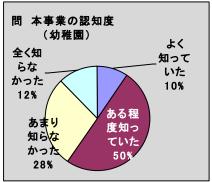
①事業の認知度

本事業の認知度に関する質問については、「よく知っていた」、「ある程度知っていた」との回答が全体の76%を占め、約3/4の世帯が本事業を認知していることがわかります。

また、保育園入所世帯の回答に限定すると、全体84%の世帯が本事業を認知しており、本事業に対して市民の関心は非常に高いと考えられます。

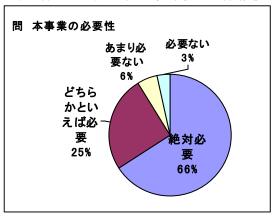






②事業の必要性

複数の子どもを保育園等に通園させている世帯に対して本事業の必要性を質問したところ、9割を超える世帯が「絶対必要」、「どちらかといえば必要」と回答するなど、多くの世帯が本事業の必要性を認め、今後の事業継続を希望している結果となりました。



③考察

アンケート調査における保育サービスや子育て支援に関する自由記入欄においては、病 児保育の充実や障がい児受け入れの推進など、仕事と子育ての両立支援に関する意見や、 医療費無料や保育料減額などの経済的支援に関する意見が多く寄せられました。

また、本事業については、「第2子目保育料が無料であることで2人目の出産を考えやすくなる」、「2人同時に園に預けるのは経済的に非常に厳しいのでぜひ今後も事業を継続してほしい」という意見があるほか、「幼稚園に複数児童を預けている場合も無料化の対象としてほしい」という意見もあるなど、今後の事業展開の検討に当たっては十分留意する必要があります。

(4) 民間シンクタンクによる考察(財団法人ながさき地域政策研究所)

第 2 子保育料軽減事業がもたらす経済的な波及額等について、民間シンクタンクである「財団法人ながさき地域政策研究所」にその検証を依頼したところ、事業の実施に係る事業費 97,706 千円に対する最終的な波及額として 189,000 千円という試算結果が示されました。

財団法人ながさき地域政策研究所

大村市の第2子目保育料無料化に向けての考察

1. マクロ経済的見地からの考察について

平成22年度は、第2子目保育料軽減事業として、第2子保育料の半額を大村市が 負担しており、平成22年度は、48,853千円(予算ベース)の負担を見込んでいる。 平成23年度より、第2子保育料を大村市が全額負担すると、48,853千円×2=97,706 千円の負担額となる。

市が年間で、97,706 千円の負担をすることは、言い換えれば、市民に対して年間 97,706 千円分の減税を行ったものと見なすことができる。

そこで、97,706千円の減税の効果についてマクロ経済的見地から考察してみる。

減税を行うことで、可処分所得(税金を差し引いた残りの、家計が自由に処分できる所得)が増えて、消費が刺激される。この結果、総需要は増大する。

そこで、この限界所得がどれくらいの割合で消費と貯蓄に分配されたかを、総務省が行っている「家計調査(平成21年年報)」の数値を用いて、推計してみる。

平成 21 年の長崎市の消費転換率 (消費支出/実収入) 0.659 より、第 2 子目保育料軽減による限界消費性向を 0.659 とする。

《第2子保育料無料化がもたらす、市民の追加的な消費額》 97,706 千円×0.659≒64,000 千円

更に、減税には、それ以降のプロセスで、生産が増大し、所得が増大するにつれて、 可処分所得も消費も増大し、それがさらなる生産の増加を引き起こす乗数効果を持つ。

最終的な乗数効果は、 $\underline{C/(1-C)}$ の式で表される。 0.659/(1-0.659) =1.933

《第2子保育料無料化がもたらす、最終的な波及額》 97,706 千円×1.933≒189,000 千円

2. 第2子目保育料無料化事業の意義について

現在、児童福祉法による保育園徴収金(保育料)の基準額は、児童の属する世帯の市町村民税の納付額水準に応じて徴収額が設定されている。言い換えれば、所得水準によって徴収額が設定されている。

また、この基準額にかかわらず、特段の配慮を必要とする「母子世帯等」や「在宅障害児(者)のいる世帯」に対する軽減措置に加え、「多子世帯」に対する軽減措置として、第2子目の保育料を半額、第3子目の保育料を無料化している。(いずれも、同時入所が条件)

このように、保育園徴収金(保育料)の基準額の設定に関しては、大別して

- ①「母子世帯等」、「在宅障害児(者)のいる世帯」に関する軽減措置と
- ②「多子世帯」に関する軽減措置

が行われており、国民の家庭状況や、経済状況を考慮し基準額を定めている。

②の「多子世帯」に関する配慮の趣旨は、多子世帯の経済的な負担を軽減し、並びに その世帯における就業及び子育ての両立を支援することにより、安心して子どもを生み 育てることができる環境づくりを行うことにある。

国や民間の調査によると、夫婦が理想とする子ども数をもたない理由、あるいは子育 てを負担と感じる理由として子育でに費用がかかることが1位に挙がっており、これに 対応した施策と言える。

国も、平成21年度より、第3子目の保育料を従来の1/10負担から、無料化を図っており、少しずつ多子世帯への負担軽減策を拡充している。

大村市が平成9年より取り組んできた、第2子目保育料に対する助成事業は、国の制度を更に、補完・充実させ、より高水準の保育サービスを提供しており、「国の制度をあと押し」している。

財団法人ながさき地域政策研究所

5 まとめ

(1)課題

本事業は、平成9年度に開始して以降、市独自の施策として10年以上継続してきました。 しかしながら、市の財政状況の変化や少子化対策の重要性が増す中、今後積極的に子育 て支援を推進するためには、次の課題を踏まえた取組が必要です。

課題 1 市の財政健全化計画との整合性

長引く景気低迷や国の三位一体改革等の影響を受けて市の財政状況が厳しさを増す中、 平成15年に策定した「大村市財政健全化計画」における歳入確保策の一つとして、本事 業の見直しを行い、終了の方向性を示していますが、回復の兆しがみえない経済状況の中、 若年世代の子育てに係る経済的負担軽減のための本事業の意義は大きいと考えます。

このため、市の財政状況及び財政健全化計画の進捗状況との整合性を踏まえ、今後も安定的に本事業を実施するための財源の確保に努める必要があります。

課題2 総合的な子育て支援の必要性

本市における子どもに関する施策については、大村市次世代育成支援後期行動計画において、次に示す7つの基本方針に基づき、在宅保育家庭や施設保育家庭という区別にとらわれず、必要な家庭に必要な支援が確実に届く支援を目指し、総合的かつ積極的に推進しているところです。

また、本事業については保育園に通園している世帯のみを対象としていることから、今後は、市民ニーズの動向や市の総合的な子育て支援の方向性を踏まえ、対象者や実施方法等の見直しを含めた新たな制度設計の検討が必要です。

大村市次世代育成支援【後期】行動計画における基本目標

1 地域における子育て力向上

- 5 仕事と生活・子育ての調和
- 2 親と子の心とからだの健康づくり
- 6 子どもの安全の確保

3 教育の充実

- 7 きめ細かな支援体制の強化
- 4 子育てを支援する生活環境の整備

(2) 今後の方向性と新たな取組

これまで述べてきたように、本事業対象者の満足度は非常に高く、有効な子育て支援策として認められる本事業の継続の必要性は高いと考えます。

このようなことから、本事業の評価及び課題等を踏まえ、財源の確保及び対象の拡大を図った上で、少子化対策として市民が最も望む子育て支援を目的とした新たな事業を展開します。

①こども夢基金の設置

市は、次世代の大村市を担う子どもたちの健やかな成長を願い、子どもたちの明るい未来を目指したまちづくりを積極的に推進するため「大村市こども夢基金」を平成 22 年 12 月に設置しました。

この基金は、本市独自の特定財源であるモーターボート競走事業会計からの繰入金の一部を積み立てるもので、市の少子化対策・子育て支援策を重点的に展開するための財源として活用します。

②新たな事業展開

平成9年度から実施してきた第2子目保育料軽減事業が第三次財政健全化計画に基づいて平成22年度をもって終了することを受け、次世代の子育て世代に資するために設置した大村市こども夢基金を活用し、親の働き方などに関わらず、認可保育園、公立・私立の幼稚園及び認定こども園を利用する未就学児童の保育料を軽減する新たな子育て支援策として「就学前児童子育て支援事業」を実施します。

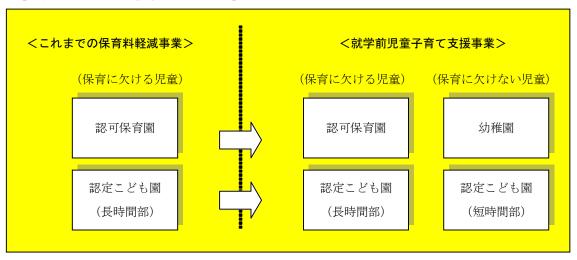
この事業では、本市の少子化対策及び子育て支援を更に充実させるとともに、仕事と子育ての両立を図る*ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、子育て世代が安心して子育てができる環境の整備促進を目的とします。

また、この事業のほか、大村市次世代育成支援後期行動計画に基づき、障がい児家庭を対象とした新たな子育て支援の実施や多様な保育サービスの提供など、きめ細かな子育て支援策の積極的な推進を図ります。

*ワーク・ライフ・バランスの実現

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育で期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

【就学前児童子育て支援事業のイメージ】



資 料

I 保育サービス等に関する調査結果

実施期間: 平成 23 年 1 月 11 日~21 日

対象:認可保育園・認定こども園(長時間部)・認可

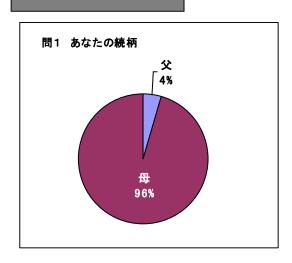
幼稚園に通園する子どもがいる世帯

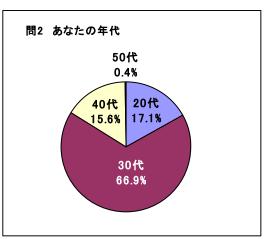
2, 525 世帯

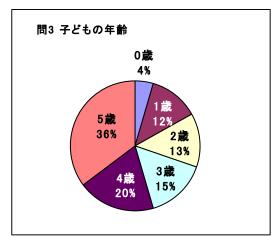
実施方法:保育施設による配布、回収

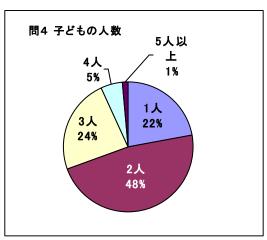
回 収 率: 79.2%

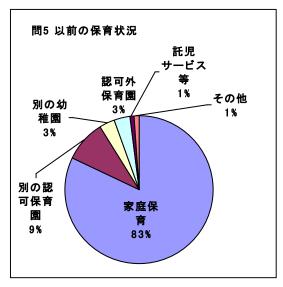
全員への質問

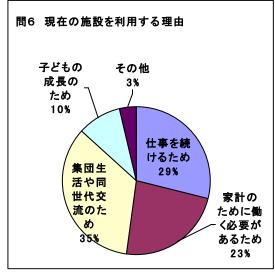


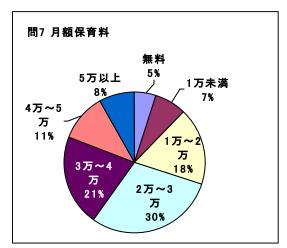


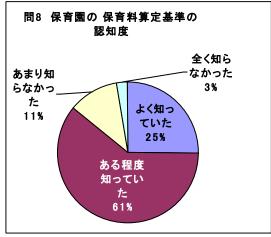


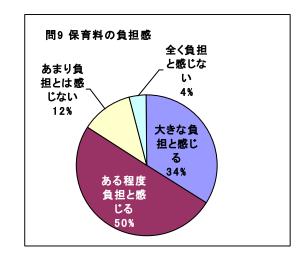


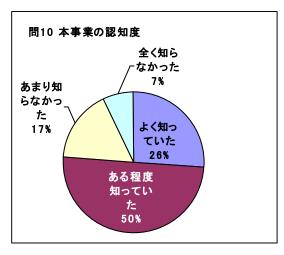




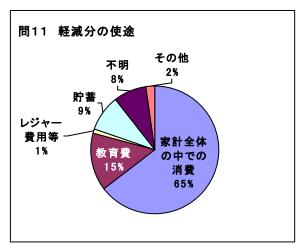


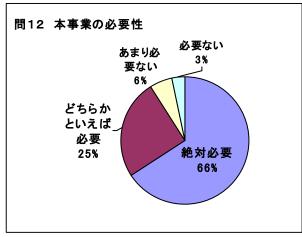




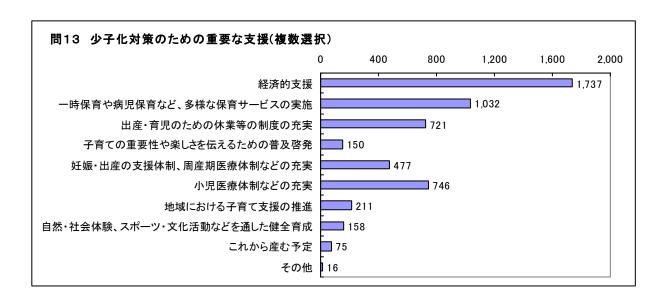


本事業対象者への質問





全員への質問



Ⅱ 大村市こども夢基金条例

平成22年12月17日 大村市条例第22号

(設置)

第1条 安心して子育てができる環境づくりを推進し、次世代を担う子どもたちの健やかな 成長に資するため、大村市こども夢基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。
 - (1) モーターボート競走事業会計から一般会計への繰入金のうち一般会計歳入歳出 予算(以下「予算」という。)で定める額
 - (2) 基金への積立てを指定した寄附金の額
 - (3) 基金の運用から生ずる収益の額

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、第1条に定める目的のための事業の財源に充てることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を 定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のための事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年度、基金の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。